

御冠船踊りの相貌 — 芸をめぐる人と場 —

はじめに

本稿は琉球の首里王府時代における、いわば宮廷芸能であった御冠船踊り研究の序論にあたる。

永樂二（一四〇四）年¹に始まる中国との冊封体制にあった近世琉球では、国王即位を認証する冊封使が派遣されるたびに使節を歓待する宴席に供せられる芸能が準備された。冊封使は冠衣を授けることで国王を認証する。この冠をいただいで使節の乗船する船を琉球側では冠船と称し、また行事全体をも冠船といった。さらに冊封使歓待の諸宴での芸能を冠船躍²といった。冠船躍には組踊り、端踊り（若衆踊り、女踊り、二才踊り）のほか、入子躍、神歌（おもしろ）、獅子舞、唐棒などが含まれる。

万曆三十七（一六〇九）年の薩摩入り以降、近世琉球は薩摩藩を通して江戸幕府の支配下に置かれる。琉球には薩摩の在番役人が常駐し、薩摩へ上国する使節も王府からたびたび派遣された。また徳川將軍の襲職に際しての慶賀使、琉球国王の襲封に際しての謝恩使も薩摩や江戸へ芸能を帯同した。特に後者の江戸上りには必須とされ、明清楽である御座楽とともに琉躍、唐躍が準備され、御座楽は江戸城で、また薩摩屋敷では御座楽、琉躍、唐躍が演じられた。琉躍は若衆踊りを除く女踊りと二才踊りの端踊りで、組踊りは道光二十五（一八四五）年の薩摩での「琉組躍」を唯一の例外として江戸、薩摩での上演記録がない。

士族社会でも芸能が行われ、乾隆四十七（一七八二）年から嘉慶七（一八〇一）年まで三司官を勤めた伊江朝睦の日記『伊江親方日々記』に、士族社会での芸能の様子が窺える。薩摩の在番奉行や寺の長老を私宅に招聘した席（夜咄）の座興に躍や歌、狂言（組踊り）などが用意され、家の祝い事や家人の帰国を待つ留守宅での慰めにも「をどり狂言」が行われていた。

ここでの芸能は士族自身が行うとともに多くの場合は地頭地から奉公に上がった地方役人の子弟の演じるもので、奉公を終えると芸能が地方の村々に持ち帰えられた。また明治十二（一八七九）年の廃藩置県によって禄を離れた士族は地方に下り、芸能の堪能な士族はこれを村人に教えて生活の資とした。これが村踊りとして現在も字の

行事として行われている。

首里王府時代にこれらの機会におもに士族の男子によって行われた冠船躍とそれに類する芸能は、明治十二年の廃藩置県以降王府を離れて民間の芝居に伝承され、そのうちの端踊りは現在の琉球舞踊に変わって特に戦後は女性舞踊家が主体となり、組踊りは昭和四十七年の本土復帰を機に息を吹き返す。したがってこれを芸能の側面から研究するためには近代における変化を見極める必要があり、また地方に伝播した村踊りの伝承を視野に入れなければならない。

ところで、中国の冊封体制に組み込まれ、また江戸幕府の支配をうけるという近世琉球の政治的立場は冠船躍のあり方に深く関与した。芸能の置かれた社会的、政治的環境が芸の質に深く関わっていることから、本稿ではまず御冠船踊りを環境の側面から取り上げてその相貌を描くことにしたい。その際、踊り手の資格や立場、あるいは上演機会を検討することが御冠船踊りの相貌を明らかにすることになると思われる。副題を「芸をめぐる人と場」と題する所以である。

ところでこの「御冠船踊り」という言葉は、近代以前の文献にはみえない。近代には「戌の御冠船」「寅の御冠船」など、冊封使の来琉した年の干支をかぶせてその時の芸能を指す習慣がある。戌の御冠船、つまり道光十八（一八三八）年に冊封使の諸宴に供せられる芸能を準備した躍方の記録である『冠船躍方日記』では、芸能を「羽躍組躍入子躍獅子舞唐棒」（西二月三日、戊八月一日）、「組躍羽おとり」（西六月二十三日、九月一日、戊三月十八日）などと具体的に列挙して記すほか、これを総称して「冠船躍」（西八月六日、戊三月、戊五月二十九日、戊十二月五日）とも呼ぶ。しかしその過半は「躍」とのみ記される。日記では躍方と称する役所を冠船躍方とも書き、また冠船躍奉行、冠船躍人数、冠船躍衣裳ともするように、これらの言葉は冠船の時の躍方、躍奉行、躍人数、躍衣裳という程の意味で、冠船躍という呼称は芸能の様式を示すものではなかった。

琉球の正史である『球陽』には「演戯」とあり、また冊封使に組踊り、端踊りなどの内容を漢文、漢詩で示す故事集の標題にも「演戯」を使う。士族の系図である家譜には躍あるいは戯舞と記され、戯舞も演戯も組踊りと端踊りを含んだ中国風の名称で

板谷 徹

あった。

江戸上りなどの際の家譜の記述に琉球舞、琉躍、球躍、球戯などあるのは、同時に演じた中国演劇の唐躍、漢躍、漢戯と対する必要があることだろう。前述のように琉球の外で組踊りを演じることはほとんどなく、琉球舞以下前述の名称は端踊りを指している。

また『伊江親方日々記』では、「羽をとり組躍」をとり狂言のほか多くは躍とみえ、士族社会のなかでは組踊り、端踊りというか、総称して躍とのみいつていたことがこれらの資料から窺える。

これらの芸能名称は上演機会や記述される文書の性格によって異なるのであって、芸能の様式がそれぞれ異なることを窺わせる資料は見出せない。つまり芸能としてはひとつの様式にあり、琉球の士族社会における内部的な名称と琉球の外における対外的名称として考えることができよう。様式を指す名称としては対外的な琉球舞や琉躍が相応しいがここには組踊りが含まれない。一方の冠船躍も、冠船上演機会が限定されるといふ不都合がある。しかし康熙五十八(一七一九)年に躍奉行を勤めた玉城朝薫が組踊りを創始して初めて冊封使の重陽宴に供したように、琉球の芸能が冠船の場を中心に形成されたことは疑いない。従って本稿では冠船躍を冠船の場で生成され、その他の場でも行われた芸能の総称として用い、今日の通称を採って「御冠船踊り」と表記することにす。

一、御冠船踊りを担う人

1. 若衆と二才

冠船の芸能は明、清を通じて一様ではない。躍奉行であった玉城朝薫が組踊りを創始した康熙五十八(一七一九)年の冠船を芸能内容の画期とすれば、その前と後では端踊りにも大きな変化がある。

万曆三十四(一六〇六)年の冠船では「士戯アリ。聞ク、皆、王宮ノ小従者及貴家ノ子弟之ヲ習フト」(夏子陽『使琉球録』)、天啓六(一六三三)年には「歌童五十余高歌低舞シ、共二夷戯ヲ演ズ」(杜三策『琉球真記奇観』)、康熙二十二(一六八三)年には「余ハ皆小童、歳ハ八九才ヨリ十四五ニ至ル、悉ク朝臣ノ子弟ナリ、常人ハ与ルヲ得ズ」(汪楫『使琉球雜録』)とあり、いずれも元服前の若衆をそのおもな担い手としたことが窺える。

玉城朝薫が躍奉行を勤めた康熙五十八(一七一九)年の冊封使録、徐葆光の『中山伝信録』は芸能の記述に詳しく、仲秋宴と重陽宴のうち、端踊りの演目と踊り手についでての記述を原文のまま抜き出すと以下の通りとなる。

【仲秋宴】

笠舞(小童可十三四歳四人)、花索舞(四小童)、籃舞(小童三人可十餘歳)、拍舞(幼童四人)、武舞(武士六人)、毬舞(小童二人、二青獅)、桿舞(小童三人)、竿舞(小童四人)

【重陽宴】

團扇曲(六童)、掌節曲(三童)、笠舞曲(四童)、籃花曲(三童)

「武舞」のみが二才の行う後の唐棒らしく、他は幼童あるいは「十餘歳」「十三四歳」の小童、すなわち元服前の若衆が踊る。

端踊りに若衆踊り、女踊り、二才踊りの種別のあることはすでに述べた。琉球では元服後の二十代、三十代の男子を二才と呼び、元服前の髪を真結にする時期を若衆とす。若衆踊りは年齢的にも実際の若衆が踊り、二才踊りは同じく二才の踊るものであった。とすれば二才の「武舞」を除く右の端踊りはすべて若衆踊りというべきかもしれない。池宮正治は康熙二十二(一六八三)年の『使琉球雜録』に「短襖長裙」とあるのを胴衣下袴とし、ここに若衆の踊る女踊りの初出をみる。若衆踊り、二才踊りに対して女を踊る若衆の女踊りの出現はやはり画期といえよう。康熙五十八年の若衆踊りのなかで、矢野輝雄は「拍舞」のみを女踊りとし、池宮は「花索舞」「籃舞」「竿舞」に現在の女踊りとの類似を比定する。しかし冠船については芸能の具体的内容を知る資料を道光十八(一八三八)年まで得られず、この時の戌の御冠船では中秋宴と重陽宴の女踊りに豊平子、小祿里之子、豊見城里之子の踊る「女笠をどり」「團躍」、末吉、国頭子、豊平子、小祿里之子が踊る「天川をどり」があった。末吉を除く里之子と子は譜代士族の元服後の最初の叙位であり、若衆が女踊りを踊る康熙五十八(一七一九)年の冠船と二才が女踊りを踊る道光十八(一八三八)年の間には女踊りに何らかの変化があったと考えられる。

ところが康熙五十八年の九年前、宝永七(一七一〇)年の江戸上りでは、十二月七日に「吉貴公率領正副使等到高輪御屋敷此時 先太守妃陽和院眞修院二位御前奏樂」と楽童子であった毛姓家譜(一五三〇)の九世盛昌の条にあり、「琉球使者記 琉球書簡并使者接待樂章」にその番組が「十二月七日於松平薩摩守殿高輪屋鋪琉球人樂曲并おどり之次第」として収められている。太平調に始まる御座樂と「三線歌 琉曲」が終わると、

琉球おとり

くりまへおとり 女形若人玉城親雲上

唐おとり

手はうしおとり 女形二人喜屋武親雲上

手おとり 男形二人湧川親雲上

手おとり 男形二人湧川親雲上

と踊りが続いた。

玉城親雲上は朝薫のことで、この時三十歳、家譜には通事として「日本之言葉」をよくしたことによる褒賞の記事のみがみえる。右の踊りは琉躍、唐躍とすべきものであるが他の家譜を含めて記載はない。あくまでも前引の「奏樂」が中心であった。

これ以前の江戸上り、薩摩上国の記録に御座乗以外の芸能がみえるのは、順治十三(二六五)年の薩摩への年頭御札使に、「於御城献上光久公御膳催琉球躍有興行」(薛姓家譜(三五八)一世利元、康熙二十六(一六八七)年の同じく年頭慶賀使に琉躍(文姓家譜(六八七)五世常孝)とあるのみで、十七世紀には薩摩の上国に楽童子を連れてくるから、これはあるいは若衆の踊りかもしれない。宝永七年以降は正徳四(二七二)年の慶賀使、謝恩使に漢戯球戯、享保三(一七一八)年にはみえず、寛延元(一七四八)年の慶賀使には唐躍のみ、宝暦二(一七五二)年以降になつてはじめて江戸上りの漢戯球戯、漢躍球躍、唐躍琉躍が恒例となる。

江戸上りにあつては、那覇川開船に先立つて首里城で饞宴が催され、「王子以下在於南風御殿漢粧禮式及漢戯球戯恭備 聖覽」(翁姓家譜(一〇六五)七世盛壽、康熙五十三年)あるいは「着漢衣冠進 城演習赴江府所行之禮数及音樂漢躍琉躍等以備觀覽」(向姓家譜(四)十世宣謨、乾隆十七年)と、唐躍琉躍はあらかじめ稽古を尽くし、その成果が国王に披露されるほどの準備がなされた。

これらの事実からすれば、冠船における若衆の女踊りに対して朝薫の踊った二才の女踊りは江戸上りに先立つてあらかじめ教習されるほどにはまだ成熟しておらず、天保三(一八三二)年の江戸上りで「琉球人來朝關係書類」の踊組に用意、用意外とあるように、用意外に演じられたものかと思われる。現在の「摺掛」につながる朝薫の「くりまへおとり」ではあるが、朝薫のこの記事以外に少なくとも女踊りを一人で踊った記録がなく、このことも用意外であり、いまだ伝承にのせられぬ朝薫の個人芸であつたことを窺わせ、冠船の芸能としては若衆の芸が本義であるとする認識がこの後もしばらく続いたのであろう。

文政十二(一八二九)年の大隅重富にあつた薩摩藩の別荘における躍番組では女踊りを大湾子、国吉子が踊るなど、十九世紀には確実にこの二才が踊る女踊りの様式が成立していた。女踊りが若衆によつて踊られる時代から二才の踊る時代への変化があり、朝薫の踊った「くりまへおとり」を萌芽とする二才による女踊りは江戸上りの資料によつて十八世紀中葉に確立したことが知られ、冠船においても若衆の女踊りと交代したと考えられる。

冠船における芸能に出演する若衆は躍童子と呼ばれていた。戌と寅の故事集に含まれる若衆踊り五番のうち、「鞆鼓をどり」には「恵みある御代や もたえ榮え」、「塵舞」

には「天使徳廣大」、羯鼓舞には「萬民喜集願聖壽」など、勅使や国王が歌われてその徳を讃えるなど、祝儀性が色濃くみられる。江戸上りの楽童子と対をなす冠船の躍童子はともに祝儀性を担うべき存在であり、冠船の芸能の第一義はこの祝儀性にあつたが、若衆の魅力のみならず技芸を必要とした組踊りの出現が、端踊りの変化と芸の成熟を促したことが想像される。

2 躍人数と師匠

戌の御冠船では冊封使來琉の前年八月十六日に御書院御小姓と御書院、下庫理の小赤頭十一名が「躍中」として雇われ、親雲上以下出仕のない若衆までの三十三名が躍人数として仰せ付けられたことが躍方日記にみえる。日記には「御雇」「被仰付」とあるが、家譜には憲令を奉じて、命を奉じてとあり、いずれも国王の任命であつた。

当初の任命四十四名にはそれぞれ肩書があつて四種に分かれる。一は御書院御小姓など現在の職名、二は上地里之子親雲上の「赤平村嫡子」など当主ではないが出仕していたとみられる者、三は真山戸(童名)の「真壁按司次男」など出仕していない士族の子弟(若衆)、四は與那覇親雲上など肩書のない者で、恐らくは出仕していた当主であろう。與那覇親雲上以下の十二人については国学(王府の教育機関)に問い合わせがなされており、師匠、学生あるいは事務方であつたかと思われる。躍方から御書院、下庫理に対しては、稽古が始まるので「御番之勤并諸公事御免」とするよう申し出がなされ、本職を休み躍方の稽古に専念することが原則であつた。ただし桃原里之子親雲上のように、「役者柄宜有之(中略)：外二人躰難見合」きたために下庫理當を「懸而」躍人数を勤める例外もあつたらしい。

西の八月十六日の後にもさらに辞退や追加の任命があり、延べ人数は約九十六名に及ぶ。それぞれの上演機会での躍人数は、仲秋宴八十四人、重陽宴四十四人、二度の「王子御殿」での躍りにともに三十四人、饞別宴三十五人、暇乞宴四十九人であつたと躍方日記にはみえる。仲秋宴には多数の若衆、二才で踊る入子躍があり、これを最大として的人数である。これらは首里の、しかも筑登之筋目ではなく里之子筋目の士族から選ばれていたことが家譜や位階からわかる。約九十六人の躍人数のうち筑登之筋目は宮里筑登之ただ一人であつた。

この躍人数がどのような方法で選ばれたのかを躍方日記から知ることはできない。歌人数の場合は前年西の三月に内々の「御しらへ」つまりオーディションがあつて(かざやで風節)〈伊野波節〉〈干瀬節〉〈子持節〉〈散山節〉の五曲を歌わせ、五月に同じ課題で冠船方の役々が立ち会つて正式な「御しらへ」があり、翌六月に任命されただけに躍奉行羽地按司宅で「三味線稽古取付候」となる。ところが躍人数に「御しらへ」のあつたことが躍方日記にはみえない。資格が優先された選抜であつたかと想像

されるのみである。躍人数は酉の九月五日から稽古を始め、十月二十二日、同二十七日、十二月十九日、戌の三月五日に国王の上覧があり、それまで原則として毎日の稽古であったものが戌の三月二十六日から「月六度完之任組方相始候」ことになる。諸宴等の躍番組は戌の五月九日の冊封使那覇川入津後、七月二十三日に躍方からの上申によって決定される。諸宴等と上覧の仕組躍の躍番組を合わせると故事集に載る端踊り十五番、組踊り十三番のすべてを躍人数は稽古したらしい。どの程度持ち役が決められていたかはわからないが、半年以上の連日の稽古で相当に熟達したことであろう。想像を逞しくすれば、首里の士族にあった芸能の素養が、オーディションなしに家格で躍人数を選ぶことを可能にしたかとも思われる。

一方の江戸上りでは御座楽を担当する楽童子は楽童子として任命されたが、唐躍、琉躍は与力あるいは小姓など従者として任命される者が担当した。しかし唐躍や琉躍も相当の期間をかけて準備し、前述のように饗宴での演習を国王の勅覧に備えているから、当初から予定された役割であり、稽古期間を想定しての早い任命であった。例えば寛政二(一七九〇)年の江戸上り使節の諸役は前年二月十二日に任命され、久米村の毛姓(二一一三)六世致志は、

乾隆五十四年己酉四月十九日奉 憲令為 宜野湾王子赴江戸府時樂生之師賜館首里
毎日常安國寺教授音樂歌曲翌年五月初十日教竣回家

乾隆五十四年己酉十月十七日奉 憲令為 宜野湾王子赴江戸府時唐躍仕組師：(中略)：在殿内毎日教導翌年五月初十日教竣回家

と、御座楽と唐躍の教授にあたったことが家譜にみえる。御座楽も唐躍もその稽古期間は約一年で、一方が寺に楽童子を集めての稽古であるのに対し、他方は副使幸地親方の屋敷(殿内)での稽古であつたらしい。御座楽も唐躍も、中国から帰化した人々の住む久米村の士族を師とするが、琉躍の師匠や稽古についての記述は家譜にみえない。村踊りであつたように師匠の家でそれぞれ稽古が行われたのかもしれない。楽童子は家格の高い士族の子弟(若衆)から選ばれ、任命の際に若里之子に叙せられる。江戸では音楽のみならず書や詩の披露も求められ、これも久米村人の指導を受けた。久米村に蓄積された中国文化が、江戸上りを機に首里に移植されるの感もある。同様に唐躍も久米から首里に教えられ、首里の士族がそれを薩摩や江戸へ持つていくことになる。

江戸上りの芸能としては御座楽が主であり、御座楽を演奏する楽童子は使節のなかでも上位に置かれ、唐躍、琉躍に出演することはなかった。ただし絵巻「琉球人坐楽之図」(永青文庫蔵)によれば唱歌の琉歌では楽童子が三線と胡弓の演奏をする。使節のなかの楽師は絵巻で見ると限り補佐役で、楽童子を指導し補助する立場にあつた。天保三年の楽師五名のうち、池城親雲上は琉躍で胡弓も担当し、城間親雲上は笛のほか

立方としても二才踊りの「御代治口説」「網打躍」、打組踊(現在の「しゅんどう」)の醜女や、唐躍にも出演し、芸達者であつたらしい。琉躍の地謡は正使使讀の譜久山親雲上、読谷山親雲上と副使使讀の古波蔵親雲上の三名で、琉躍すべての地謡を担当している。明和元年の江戸側の資料「琉球人來聘記」では正使以下楽童子までを上官、他の従者を中官、下官としているから、上官も芸能の重要な担い手であり、使節諸役は芸能を配慮して任命された。

江戸上りの琉躍は女踊りと二才踊りで、同じく天保三年の女踊りは正使小姓の立津里之子、崎山子が担当するとともに唐躍にも出演し、同じ正使小姓の名嘉地里之子は二才踊りの「魔躍」「御代治口説」「節口説」「下り口説」とともに、唐躍では小旦(女形)を演じている。琉躍と唐躍を同じ者が演じることの問題は別稿に譲るが、久米村の例えば梁姓(二一六七)十三世梁淵などが「中華歌樂雜戲」を学びに清へ留学して唐躍の伝承に努めながら、久米の士族は江戸上りにあつて唐躍仕組師、唐躍師、中華躍組師として首里の士族に教授したのは、琉躍と同様に唐躍にあつても、それを演じる者の身分が問題とされたからであらう。

しかし御冠船踊りは公的な場では踊り手の身分が問われたにも関わらず、士族社会では公私を分たず広く盛んに行われた。伊江朝睦の日記に記される様々な上演機会については次節に述べるが、そのなかでもっとも私的な場では奉公人がこれを演じていたらしい。

家督を継いだ朝睦の嫡子朝安が旅役で薩摩に上国し、その帰帆を待つ家中で、「童子共扇子舞又は供之者共口説はやし狂言などいたし」(嘉慶十八年十月三日)、「童子共又は供之者共おとり狂言共させ相慰」(同八月)んだとある。「供之者」は伊江家の地頭地から首里奉公に上がった地方役人の子弟すなわち百姓の奉公人のことである。また薩摩の在番奉行平田掃部を招いた夜噺の席では「二才共をとり狂言仕組させ懸御目」(嘉慶二十一年四月十六日)などあり、この二才も他の記述から奉公人を指している。京都大学文学部博物館蔵琉球資料のうち「子弟教戒之書」には、「歌三味線の儀人之性情を養ひ依時檀那方之御用ニも可立物ニ而候間、本職入精余力之時ハ慰かてらに可致稽古候」と奉公人への戒めが示され、首里奉公の百姓は読み書き算盤とともに芸能を学び、地方へ持ち帰る。これが近代の村踊りのもととなったので、本部御殿から本部町崎本部へ、美里御殿から沖繩市美里、読谷山御殿から読谷村座喜味へなどのほか、名護市源河、石川市石川、恩納村前兼久にも首里勤めで踊りを習い覚えたとの伝承がある。

御冠船踊りには、誰にでもこれを許すとともに、外交あるいは政治の場においては然るべき身分においてこれを勤めるべきとの観念があつたようである。これは次に取り上げる上演機会の問題とも密接に関連する。

二、御冠船踊りの行われる場―御膳進上―

御冠船踊りがどのような機会で行われたのか、それを士族の私的な場から国王の公的な場へとみていく。

前述の伊江朝睦の日記は嘉慶七年に三司官を辞すまでの「御用日々記」に始まり、三司官を辞して家督を嫡子朝安に譲つてからの部分には「嫡孫蒲戸勤方二付諸事日記」も含まれる。蒲戸（朝経）は嘉慶十三年に御側御遣を命じられて出仕し、同年の冠船には躍童子を勤め、九月三日の読谷山御殿では「羽おとり二ツ相勤」る。他の躍人数とともにすでに前年八月十五日に任命されていたのである。この蒲戸は嘉慶十五年に元服して若里之子となり、その祝いの席で「御近習御側御遣御同学衆おとり相勤」（四月十五日）とある。嘉慶十九年には「豊見城親雲上御祖母七拾三御生年御立願御祝二付兼而家人人数被相招酉頭時分二は宜寿次より直罷出左之通段々御馳走おとり狂言共致見物」とある。ともに祝いの席での踊りである。

朝睦の嫡子朝安は伊江親方として恐らく前年に薩摩へ上国し、その留守宅の様子が嘉慶十八年の日記に窺える。家中の女性たちが親方の無事を祈つて「旅おとり」（踊合）をしばしば催し、親方の帰帆月には旅おとりとともに「うた三味線おとり狂言」（九月二十七日）などで「慰」とした。その場では「童子共扇子舞又は供之者共口説はやし狂言」（十月三日）が行われる。

朝睦の三司官在職中の日記には、「与那原殿内江 上様被遊御高駕」て料理を差し上げるとともに「躍御見物被遊候」とある（乾隆五十二年十二月十日）。国王尚穆を与那原殿内すなわち三司官与那原良矩の屋敷に招き、同じ三司官譜久山親方（朝紀）とともに朝睦も相伴する。後にみる冠船における冊封使帰国後の国王への御膳進上の私的な場であり、御膳進上に芸能に伴った原型がここにはみえる。

隠居後の朝睦は首里の寺々の長老たちとの交際を盛んにする。本立寺に招かれて囲碁を楽しみ、寺の長老を同道して高原殿内の下屋敷で「二才共をとり狂言稽古」を見物（嘉慶二十一年正月二十三日）、また自らの下屋敷に月港長老、越溪長老を招いて「躍致見物」（嘉慶十六年十月十五日）など、「御嘶」を楽しむながらの躍見物の記事が散見する。また「親方より左之人数夜咄招請いたし」「去年当村文躍仕組置候二付相雇羽をとり組躍一ツ仕させ懸御目」（嘉慶十五年二月八日）、また「親方より於下屋敷二御奉行平田掃部殿夜御嘶招請」して「二才共をとり狂言仕組させ懸御目」（嘉慶二十一年四月十六日）など、薩摩の在番奉行にも芸能が留意された。

首里王府時代の琉球において芸能は自らの娯楽と貴人の接待の両面を有していたことがこれらの資料から窺える。ただし別に躍方日記には注目すべき記事がある。戊の五月二十八日に「今日於崎山之御殿御姫様被遊御誕生躍人数御伽被仰付」、早速「冠船

躍外組躍羽おとり数番相仕組」んで、六月二日に参上する。生後一週間にも満たぬ姫様になぜ芸能を「御伽」とするのか他に徴すべき資料がないが、芸能の果たすべき役割の根底がここにあつたように思われる。

冠船における芸能の慣習的な上演機会は冊封使滞在中と帰国後の二期に分かれ、帰国後のそれは朝睦の日記にみられる与那原殿内での国王の躍見物を公的な場へ移した御膳進上にその典型をみる。

御冠船踊りが冊封使の宴席に供せられるのは仲秋宴に始まり、その後の弁之嶽、末吉社檀遊覧の帰途に立ち寄る「王子御殿」、重陽宴、御餞別宴、御暇乞（拝辞）宴、御旅送（望舟）宴を恒例とした。このうち仲秋宴と重陽宴は「冠船之時御座構之図」と題する、両度の両勅使と国王の着座する北殿とそれに相對する仮設の舞台の図面が遺されているから舞台での上演であつたことは間違いない。また天使館で行われる御旅送宴も、躍方日記に「天使館舞臺作り候場所御見分」（西九月九日）とあつてここにも舞台が仮設された。弁之嶽遊覧の後に立ち寄つた浦添御殿の場合は、「浦添御殿二番御座江舞臺仕座構之儀御座當方并御殿構樂屋座構者御座當方幕借入二而躍方より仕合候」とあつて座敷で行つた。このように上演には舞台と座敷の二様がある。御餞別宴、御暇乞宴がどちらであつたのかを知る記述がないが、舞台の終了後に両勅使から躍童子（若衆三人）が「品々拝領」する際に、御餞別宴では「若衆三人其儘之支度二而西之御殿敷内江一列ニ立備」とあるのを「仲秋宴同断」とする記述から、やはり舞台で行つたものであろう。

なお嘉慶十三（一八〇八）年の冠船では「九月十四日都司巡捕官来于御茶屋時作躍以助興」（向姓（四）十二世鴻勳）とあり、『球陽』には嘉慶五（一八〇〇）年の冠船に「又請宴都司巡捕官於南苑東苑看烟花演戲等藝」（一四七二）とある。勅使の従者を招いての宴席で、首里城ではなく王家の別荘であつた御茶屋御殿すなわち東苑で行われた。これが恒例のものであつたかについては定かでない。

諸宴はいずれも両勅使を正客として料理で饗応する宴席であつたが、王子御殿の場合も同様で、例えば嘉慶十三年には九月三日に、「冊封正使齋覬副使費錫章遊觀于辨之嶽回館驛之時請到駕臨敝宅恭獻十二碗筵宴且設做戲舞以備 觀覽」（向姓家譜（八）二世大烈）とあり、やはり十二碗の筵宴があり、乾隆二十一年にも同様に両勅使をもてなした向姓家譜（四八五）七世朝利の家譜に「酒宴を設ケテ歌舞ヲ為シ」とある。この記事には続けて「共二王庫ヨリ出ル」とあり、躍方日記には「両勅使様辨之嶽御見物二付朝者與那原殿内晩者浦添御殿より御招請」（戊八月十三日）とあるものの、実態は料理も芸能も王府が留意したらしい。躍方日記の御餞別宴の記事には両勅使の「御料理御取付之御躍相始」とあり、ここに料理と芸能との関係が窺われる。

冊封使の帰国後も躍方の勤めるべき上演機会は、戊の場合には、御膳進上（十一月

十日、「田舎人躍拜見」(十一月十九日二十日)、「大和人衆御申入付」という薩摩の在番役人のための上演(十一月二十一日)、王妃、女官などの御内原からの所望による「於御茶屋躍」(十二月五日)と続く。

先に躍方で準備すべき演目は故事集に収載される組踊り十三番、端踊り十五番であるとしたが、実は冊封使来琉前に国王が検分する仕組躍では冊封使の諸宴等には出されない二才踊り三番も踊られている。二才踊りの本番は冊封使帰国後にあった。さらに興味深いのは、冊封使の諸宴等の組踊りとは別に御膳進上のために七番の組踊りが新たに用意されたことである。もちろんこれらには重複もあり、まったく新たな演目は申(嘉慶五年)、辰(嘉慶十三年)、戌(道光十八年)でいずれも四番であったことが躍方日記や故事集から知られ、これらの組踊りは御膳進上ばかりでなく躍番組の残る大和人衆や御茶屋躍にも演じられた。

ところで御膳進上とは、冊封使応接の労をねぎらって臣下から国王に御膳を進上するもので、「自官員等人恭獻於 主上膳時為戲舞備 上覽而公務全竣」と翁姓家譜(二〇六七)七世盛元の条に嘉慶五(一八〇〇)年のことがみえる。戌の場合は冊封使一向の出帆は十月十二日であったが、九月四日には評定所から「勅使様御乗船追々御出帆被成等二而候間御膳進上躍之儀早々手組可致旨」の指示が躍方に対してあり、同日に「御膳進上組躍」七番が選定されて上申され、同日二十日から稽古に取り付き、十一月十日に中秋宴、重陽宴と同じ形式で、北殿に国王、聞得大君加那志、佐敷按司加那志、野高按司加那志、太子及び「王子衆按司三司官表御人数」が列席して行われた。他の上演機会については省略するが、御冠船踊りすなわち芸能が公的な場では御膳進上と密接な関わりにあったことは、江戸上り等の場合に一層明確になる。

家譜によれば、御膳進上に伴って芸能が演じられたのもっとも古い例は順治十三年(一六五六)年で、薩摩上国の記事に国頭王子「正則於御城献上光久公御膳催琉球躍有興行」(姓氏(三五八)一世利元)とある。以下左記の記事が家譜にみえる。

●正徳四(一七一四)年、慶賀使、謝恩使

八月二十三日(薩摩)「兩王子在于御書院獻膳時漢樂球樂及戲恭備 上覽」(翁姓家譜(一〇六五)七世盛壽)

●享保三(一七一八)年、慶賀使

七月二十三日(薩摩)「正使朝得御膳進上之時於御城奏樂」(向姓家譜(二六二二)三世朝直)

十一月二十三日(江戸)「正使朝得御膳進上之時於御城奏樂」(同右)

●寛延元(一七四八)年、慶賀使

八月四日(薩摩)「朝利獻膳於 宗信公此時奏音樂為唐躍」(向姓家譜(四八四)四世朝雄)

十二月二十三日(江戸)「朝利進膳於 宗信公因而 朝見奏音樂為唐躍」(同右)

●宝暦二(一七五二)年、謝恩使

七月二十五日(薩摩)「進 城恭獻御膳時奏音樂及漢躍球躍等以備 觀覽」(向姓家譜(四)十世宣謨)

十二月二十三日(江戸)「獻御膳於 太守公時奏音樂及漢躍球躍等以備 觀覽」(同右)

●明和元(一七六四)年、慶賀使

十一月十五日(江戸)「王子獻御膳於 太守公因而召見」(此時有奏樂併流躍三番) (金姓家譜(六四三)七世有華)

十二月五日(江戸)「王子獻御膳於 太守公因而召見」(此時有奏樂併唐躍一番琉躍三番) (同右)

(使節が薩摩に到着の際、藩主が江戸にいたために江戸での御膳進上が二度となる) ●寛政二(一七九〇)年、慶賀使

八月六日(薩摩)「朝陽獻御膳於大守齋宣公因召見」(此時有奏樂併唐躍琉躍) (毛姓家譜(一五一七)十一世盛方)

十二月十三日(江戸)「王子獻御膳於 太守公因而召見」(此時有奏樂併唐躍琉躍) (同右)

●寛政八(一七九六)年、謝恩使

八月九日(薩摩)「朝規獻御膳於 太守公為音樂唐躍琉躍」(毛姓家譜(二〇〇二)十二世安輝)

十二月十九日(江戸)「正使朝規進御膳於 太守公」(奏音樂併唐戲琉戲) (同右)

●文化三(一八〇六)年、謝恩使

八月九日(薩摩)「恭照例獻御膳及方物」(此時奏音樂唐躍琉躍以備 觀覽) (向姓家譜(八)二世大烈)

この後、天保三年の謝恩使以降は芸能を帯同したにもかかわらず、薩摩藩主(太守公)への御膳進上の記事がみえなくなる。

琉球大学附属図書館原善忠文庫に所蔵の「琉球館文書」所収の「薩琉往復文書集」には、文化二年九月二十二日付の文書に左の通りある。

来年江戸立付琉球人上着之上御膳進上之儀當時之事候間御用捨被仰付差支ハ有之間敷哉且右様式立候節音樂踊備 御覽候儀

公邊ニ而は音楽計候間御當地ニ而茂音樂迄ニ而踊無之方被仰渡是又差支有之間敷哉而口吟味を以可申上旨被仰渡御當地ニ而吟味難存片付御座候間琉球江問越何分

申来候趣申上候様仕度旨先達而申上置候然者

御膳進上之儀王子上国之節ハ跡々より進上被仰付誠冥加之仕合琉球之規模其上国王一世一度之礼式ニ茂相懸り候處此節より御差止被仰付候而者古来より之規模

相替難有乍御用捨甚不本意之次第御座候間是迄之通進上被仰付且又踊之儀 □
備 御覽奉今更旧例相欠候儀残念之至御座候間右兩件共二有来つう被仰付被下候
様願可申上旨此節琉球より申越候間此段奉願候此等之趣を以被仰付可被下儀奉願
候以上

琉球から薩摩藩への上訴は、御膳進上と踊の二点であった。御膳進上については、
道光二十五（一八四五）年の薩摩への謝恩使に關して「召見二丸屋敷賞看外庭併苑園
是日恭献唐料理併令奏樂歌舞以備尊覽」（尚姓（二〇）三世謙）とあり、江戸上りでは
廃止されたが薩摩への使節にあつては続いていたらしく、しかも唐料理が用意されて
いたことがわかる。踊については琉球の願いが聞き入れられ、唐躍琉躍が江戸上りの
廃絶まで続く。

薩摩藩からの申し出は首里王府にとつては経費節減となり好都合であつたはずだが、
使節が薩摩や江戸で藩主から盛膳を賜る返礼として御膳進上が欠かせないとの認識が
王府側にはあり、しかも御膳進上には御座楽だけでなく唐躍琉躍が演じられるべきと
の意識あつたことは、御冠船踊りのあり方を考える上で重要である。薩摩と琉球との
文化の違いを、この点に關しては琉球が押しきつたことにならうか。

おわりに

右に述べたところでは御冠船踊りの実際の舞台を想像することは難しいだろう。し
かしながら芸態を知る資料は、伊波普猷が『琉球戯曲集』（昭和四年）と題して出版し
た成の御冠船（一八三八年）の台本の詞章とト書き、天保三（一八三二）年の江戸上
りの際に薩摩屋敷での芸能の様子描いた大和の絵師の手になる「琉球人坐楽并躍之図」
「琉球人舞楽御巻物」と題する絵巻にはほゞ尽きるといつてもよい。御冠船踊りの芸態に
ついては村踊りの伝承資料を視野に入れた別稿をあらためて用意することとし、本稿
では御冠船踊りの芸をめぐると場の問題を取り上げた。この二点が実は御冠船踊り
の本質を規定すると考えられるからである。

- 注(1) 琉球の出来事については中国の年号、江戸、薩摩については同じく和年号を用いる。
(2) 「冠船躍方日記」など。冠船躍を「御冠船踊り」と称する理由については後述する。
(3) 馬姓家譜（一五三〇）十二世克任。「那覇市史」資料編第1巻7、五四〇頁。以下、
家譜の数字は『氏集』（那覇市市民文化課歴史資料室、二〇〇四）に付された通し番号。
(4) 板谷徹・池宮正治「翻刻 冠船躍方日記」（科研報告書『尚育王代における琉球芸能
の環境と芸態復元の研究』平成一五年）に拠る。以下同。
(5) 『球陽』（沖縄文化史料集成5、角川書店、昭和四九年）一四七二（数字は上記版に
付された通し番号。以下同）

- (6) 現存の故事集には、「戊戌冊封諸宴演戯故事」（一八三八）、「丙寅冊封諸宴演戯故事」
（一八六六）などがある。
(7) 薛姓家譜（三五八）一世利元（『那覇市史』資料編第1巻7、四一四頁）、「琉球使者
記 琉球書簡并使者接待樂章」（宝永七年）、「薩陽往返記事」（高木善助）などにみえる。
(8) 池宮正治「琉球舞踊の概観」（沖縄伝統芸能の会編『琉球舞踊—鑑賞の手引き—』沖
縄県文化振興課、昭和六十年）一九〇頁。
(9) 矢野輝雄「沖繩舞踊の歴史」（昭和六〇年、築地書館）七九頁。ただしその衣装を下
袴とみることからの推定。
(10) 池宮前掲論文（注8）一九四—五頁。
(11) 伊波普猷『琉球戯曲集』（伊波普猷全集）第三巻、平凡社、昭和四十九年
(12) 国立公文書館所蔵資料による。
(13) 高木善助「薩陽往返記事」（『日本庶民生活史料集成』第二巻、三一書房、一九六九）
六一九—六二二頁。
(14) 注8、六八頁。
(15) 『那覇市史』資料編第1巻6、八二六—七頁。
(16) 同右。
(17) 毛姓家譜（二二一—三）六世致志（『久米毛氏家譜』久米国鼎会、平成四年）一四四頁。
(18) 梁姓家譜（二二六七）十三世淵（『那覇市史』資料編第1巻6、八一六頁）
(19) 蔡姓家譜（二〇九二）十三世任邦（『那覇市史』資料編第1巻6、三三三頁）
(20) 日記の嘉慶二十一年（一八一六）年正月二十九日の条に、「来月十三日之頃御奉行
平田掃部殿下やしきニ而夜御咄招請之考ニ而家修補払除等懸りニ才共人数差越」とあ
る。この二才は明らかに奉公人である。
(21) 『那覇市史』資料編第1巻10（那覇市役所、平成元年）七一三頁。
(22) 『沖繩人物名鑑』（オキナワ・アド・タイムス、昭和五五年）所収の「沖繩本島村芝
居芸能の伝承者」他参照。
(23) 沖縄県立博物館蔵。